

九日

区長 様

2023 年 9 月 19 日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎

同 大阪市内ブロック

代表 中居 多津子

(事務局)

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労会館

TEL06-6351-8662 FAX06-63570846

メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2023 年度大阪市 24 区キャラバン行動要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、コロナ禍及び物価高のもとで、大阪市民の生活はますます窮地に陥っています。

今年度も大阪市 24 区キャラバンを実施させていただきたく要望書を提出させていただきます。ご回答は 1 か月後をめどにメールでお送っていただき、懇談日程は 11 月～12 月中でお願いいたします。

要望書データが必要な場合は、「要望書データ希望」とお書き頂きメールをお願いいたします。

なお、今回の懇談につきましても、区役所のみなさまのご苦労や要望等の声をお聞きし、真摯に受け止め、国、大阪府に届けることを主目的として実施したいと考えております。大変困難な中ではございますが、ぜひよろしくお願いいたします。

【要望内容】

1. 介護保険に関して

- ① 第 9 期にむけて全国の市の中でとび抜けて高くなっている大阪市の介護保険料を引き下げよう区として必要な意見具申等を行うこと。さらに多段階化を行い高額所得者の料率を引き上げるとともに低所得者の料率を国基準の 0.3 よりも低くする必要があることを市に意見をあげること。
- ② 介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。また、相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること
- ③ 介護保険料納付困難者(滞納者・未納者)については一方的な滞納処分を行わないこと。生活再建につながる相談援助を関係各機関と連携して行うこと。
- ④ 介護保険料滞納者に対する制裁措置(給付減額、償還払い化等)は、要介護者の生活に重大な影響を与えるものであり、行わないこと。



- ⑤ 低所得者に対する介護保険料減免制度を積極的に周知・広報するとともに運用を柔軟に行うこと。
収入の認定にあたってはすべての社会保険料、医療費等を控除する扱いとすること。介護保険料減免にある生活困窮者軽減基準として『介護保険料を滞納していないこと』と記されているが、根拠を介護保険条例、介護保険規則から明らかにすること
- ⑥ 介護保険料について 2022 年度分の納税の猶予・換価の猶予申請件数、職権による納税の猶予・換価の猶予件数、滞納件数・金額を明らかにすること。
- ⑦ 要介護認定は適切かつ迅速になされるよう区として必要な対応を行うこと。また、申請代行を行った居宅介護支援事業者等からの認定の進捗状況及び認定結果等の問い合わせにも適切に対応すること。
- ⑧ 虐待や孤立、近隣とのトラブルやサービス拒否など困難を抱えた利用者の支援をケアマネジャーや介護サービス利用者に任せず、区役所と地域包括支援センターが「支援困難者」のケアマネジメントを担当するなどの対応を行うこと。
- ⑨ 要支援者のホームヘルプサービス(訪問型サービス)は、「生活援助型」となることによって大幅に下がった報酬となったため、サービス時間の短縮や、提供拒否などの事態も起こっている。介護予防型の訪問サービスが幅広く利用できるように地域包括支援センターと連携して改善をはかること。
- ⑩ 紙おむつについては、介護者のいない独居の方にも支給するよう大阪市に求めること。

2. 医療・公衆衛生について

- ① 第 9 波の区での現状を明らかにするとともに、大阪市独自のコロナ対策を検討するよう具申すること。
- ② 区保健センターの人員増についてふくめ公衆衛生分野の対応強化について積極的に取り組むこと。
- ③ 2017 年に一元化した府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所をもとに戻し、政令指定都市大阪市の公衆衛生行政に責任を持てる体制に再編することを大阪市に求めること。

3. 国民健康保険について

- ① 大阪市の被保険者の限界を超える国保料の値上げについて納付相談・減免相談及び摘要の状況を明らかにし収納率の現状について明らかにすること。区民の現状から区として 2024 年度国保統一延期の意見を大阪市にあげる。こどもの均等割を無料にすること。
- ② 2022 年度分納税の猶予・換価の猶予申請件数、職権による納税の猶予・換価の猶予件数、滞納件数・金額を明らかにすること
- ③ 。
- ② 他の被用者保険と同様に国保についても傷病手当金を創設するよう大阪市として意見を上げるよう要望すること。
- ③ コロナ禍に加え物価高が被保険者を直撃している。滞納処分の停止をこれまで以上に積極的に行うこと。

4. 健診について

- ①特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。同時に健診項目を増やすこと、当面「詳細な検診」で実施している貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査は即時に健診項目に追加すること。ii) 特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。
- ②生活保護利用者の健診(大阪市健康診査)は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、ケースワーカー等の指導を含め周知を徹底すること。

5. 生活保護及び困窮者支援について

- ① 単身者が生活保護申請に行ったときに「施設入所が前提条件」であるかのようなことを言わないこと
- ② 「生活保護を申請します」と表明しているにも関わらず「本庁と相談します」と言って何時間も待たせ、申請書を渡さず、申請をあきらめさせるようなことを行わないこと。
- ③ 女性の相談者、申請者に対して「身体を使って働けばいい」というセクハラにも取られる発言をする受付面接員が何人もいる。こうした人権侵害をしないよう指導を行うこと。またDVから逃げてきた赤ちゃんを抱えている若いママさんに対して「家を探してから来て」とか「保育所を探して働け」などという発言をする受付面接相談員も多々いる。指導をすること。
- ④ 受付面接員は面談記録をきっちりととり、他の面接相談員にも共有し、なんども同じ話の聞き取りを行わないこと。
- ⑤ 区の 2022 年度の扶養照会件数と実際に扶養につながった件数を明らかにすること。意味のない「扶養照会」を行わないこと。
- ⑥ 生活保護手帳に基づき、鍼灸における4Km 以上の往療料算定を認めること
- ⑦ 区内でフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などを行う団体に対して無料での会場提供など支援を行うこと、および区の予算で補助金などを出すこと。

6. 保育所について

最新の国における保育所の入所定員数、申込数、待機児童数を明らかにし、保育所を増設し、待機児童を解消すること。

7. 防災対策の強化を

近年地球温暖化の進行により自然災害がこれまでの想定を超えており、ライフライン(水道、電気、ガスなど)が長期にわたり供給停止の事態が各地で発生している。加えてコロナ禍で新たな課題もでてきており災害非難に際しての行政の役割はより重要になってきている。災害避難所の環境整備や災害時における住民の日常生活維持に関して次のことに早急に具体化すること。

- ① 小学校体育館に冷暖房設備の設置をすること。また、小・中学校トイレの洋式化を早急に進めること。整備率を明らかにすること。
- ② ライフラインの停止により障がい者・高齢者はより困難な生活を強いられるため、支援強化の具体策をとること。
- ③ 高層住宅での災害時の対応マニュアルの作成など管理組合や施設管理者への指導を行うこと。
- ④ 避難所で感染が広がらないように感染予防対策を具体化すること。
- ⑤ 水害時に対応する高所避難ビルを拡大増やすこと。
- ⑥ 女性の視点での防災計画の推進を積極的に進めること。すでに計画づくりをしているのであればその内容を明らかにすること。

8. 市営住宅について

- ① 区内市営住宅の総戸数と空戸数を明らかにすること。
- ② 区内市営住宅の政策空家戸数と目的・内訳を明らかにすること。
- ③ 政策空家の共益金を入居者に負担をさせている実態は明らかに不合理なので改めること。
- ④ 市営住宅集会所の利用料が高額でかつ使い勝手数悪いことを改めること。